男女共同参画だより

編集・発行／川西市人権推進課
〒666-8501　川西市中央町12-1
☎072-740-1150
FAX 072-740-1151

川西市 男女共同参画推進条例を 制定しました!

川西市では、性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分に発揮し、このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会の実現をめざして条例を制定し、平成27年7月1日から施行しています。

今回は、この男女共同参画推進条例の概要についての特集です。

どうして条例が必要なの？

川西市では、平成5年に「川西市女性プラン」（第1次プラン）を策定して以降、国内外の動きや社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとにプランの改定を行い、男女共同参画社会の実現をめざして、関連する施策や取組を進めてきました。

平成25年3月には、これまでの課題と実績を踏まえた「第3次男女共同参画プラン」を策定し、より一層男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、家庭や職場、地域、学校等では、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行が依然として存在しています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざした施策をより総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定しました。

条例の内容はどうなっているの？

この条例は、前文と3章22条の条文により構成されています。

前　文

条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。条例を制定するに至った経緯や社会・文化的背景、条例の必要性、男女共同参画の推進への決意など条例制定の意義を明らかにしています。

目 的（第1条）

基本理念を定め、市の責務と市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的としています。

定 義（第2条）

この条例で用いる用語の定義を定めたものです。

(1) 男女共同参画
(2) 市民
(3) 事業者
(4) 教育関係者
(5) 市民公益活動団体
(6) セクシュアル・ハラスメント※
(7) ドメスティック・バイオレンス※
(8) 性同一性障害
(9) 積極的改善措置
(10) ワーク・ライフ・バランス

※のついた用語の解説は❺ページに掲載しています。

用語の解説

●積極的改善措置とは

「ポジティブ・アクション」ともいいます。様々な分野で、すでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、積極的に機会の提供を行うことにより男女が対等な関係になるようにするものです。

基本理念（第3条）

男女共同参画を推進するための6つの基本的な考え方です。

1. 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること
2. 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること
3. 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること
4. 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること
5. 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること
6. 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと

責 務（第4条）・役 割（第5条～第8条）

市は（第4条）…
市民のみなさんは（第5条）…
事業者のみなさんは（第6条）…
教育関係者のみなさんは（第7条）…
市民公益活動団体のみなさんは（第8条）…

男女共同参画社会の実現のためには、本市の取組だけでなく、市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体のみなさんが協働して取り組むことが必要なことから、それぞれの責務・役割を定めました。

基本理念にのっとり
責務・役割を果たします。

人権を侵害するような行為は禁止

性別による権利侵害の禁止（第9条）

- 社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス
- 性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることによる人権侵害

行ってはいけません

公衆に表示する情報に関する配慮（第10条）

ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があるため、男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう配慮することが必要です。

男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条～第21条）

◆男女共同参画計画（第11条）

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を市民等の意見を反映しながら定めることとしています。

策定及び変更に当たっては、あらかじめ川西市男女共同参画審議会の意見を聴くこととしています。

（施策の実施）

◆報告書の作成（第12条）

男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が推進する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をまとめて公表します。

◆調査研究（第13条）

男女共同参画計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は国、県の動向や市の施策の実施状況、市民意識などについて調査研究を行います。

◆施策の策定等に当たっての配慮（第14条）

市は、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があります。また、男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組です。

◆広報活動等（第15条）

男女共同参画の推進には市民等の理解が重要です。市は様々な機会を通じて広報や啓発活動を行います。

◆活動への支援（第16条）

市は、市民等が取り組む男女共同参画を推進するための積極的な活動に対し、情報の提供や助言、活動の場の提供等の支援を行います。

◆教育及び学習の機会（第17条）

男女共同参画にとって、教育及び学習は根本的な意義を持っているため、市は生涯にわたるあらゆる教育の場において、男女共同参画の基本理念の理解と啓発、さらに、教育実践に努めることとしています。

◆防災及び減災の分野における施策の推進（第18条）

市は、災害復興を含む防災対策や災害発生時の被害を最小限に抑える減災対策、避難所の運営を含む被災者の支援など、あらゆる面において男女共同参画の視点を取り入れた施策を進めることとしています。

◆仕事と生活の調和の推進（第19条）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態になるよう、市がその支援を行うことに努めることとしています。

◆拠点施設（第20条）

川西市男女共同参画センターを、市が男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

◆苦情等への対応（第21条）

男女共同参画に関する施策等への苦情や意見、性別による差別的取扱い等による相談について、その施策の担当所管に申出があったときは、市の関係所管、国、県の担当機関等と連携を図り、適切な対応や支援を行うものとします。また、必要があるとき、市長は川西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

委任（第22条）

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。

この条例の制定に当たっては、市長の諮問機関である川西市男女共同参画審議会に諮問し、同審議会から条例の制定についての答申書を提出していただきました。

また、パブリック・コメント（市民意見募集）では、ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

今後は、本条例に基づき、市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体のみなさまとともに、連携・協力しながら各種施策を推進してまいります。

なお、この条例と解説については、市のホームページでご覧いただけます。

男女共同参画審議会からの答申を大塩市長に手渡す高島会長

用語の解説

●セクシュアル・ハラスメントとは

職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が害され、その場に関わる人々が不快に感じること、又は性的な言動が行われ、それを拒否したことで拒否した者が何らかの不利益を受けることをいいます。

●ドメスティック・バイオレンスとは

配偶者や交際相手などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった者の間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含みます。

❷ページ※のついた用語の解説です。

お知らせコーナー

平成27年度 男女共同参画市民企画員 企画講演会

笑福亭松枝さんによる落語&講演会

～共同△(参画)で□(四角)じゃない○(丸)い社会を～

参加無料

●平成28年3月5日（土）14時～15時30分

●場所:アステホール（アステ川西6階）　★先着150人

詳しくは、広報かわにし2月号もしくは市ホームページをご覧ください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

☎0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

●平成27年11月16日（月）～20日（金）／8時30分～19時
11月21日（土）～22日（日）／10時～17時

相談は無料・秘密厳守

■相談者は人権擁護委員、法務局職員が行います。（電話相談のみ）

■<問合せ> 神戸地方法務局伊丹支局総務課 ☎072-779-3451

川西市男女共同参画センター（市民活動センターと併設）「パレットかわにし」内

「プレイルーム」ってごぞんじ?!

子づれで気楽に遊べる場

子どもをつれてのお出かけは、何かと大変。街なかで、気をつかわず安心して遊べる場所は、なかなか見つかりませんね。

男女共同参画センターには、そんな場所「プレイルーム」があるのをごぞんじでしょうか?!

登録グループなどの利用やセンター講座での一時保育で使う以外は無料で開放（※）しています。最近は、パパが来られることも！どうぞ気軽にのぞいてみてください！

※0歳～就学前の子どもさんとその保護者が対象です。

※開放時間は、日によって異なります。事前にセンターにお問い合わせを！（759-1856）

おもちゃ清掃のボランティア「きらりん☆メンバー」も活動中!

おしゃべりしながら、おもちゃの清掃
新メンバーも募集しています!

子どもたちに寄り添って

「プレイルーム」では、無料の開放のほか、登録グループによる子育て支援活動の日もあります。（以下の表を参照）

各グループとも、子どもたちや子育て中の親にそっと寄り添い、見守ってくれる心強い存在です。こちらもぜひご参加ください！

その他、センターでは、情報提供や相談など様々なサポートを行っていますので、ご利用ください。

いずれも詳細についてはセンターまでお尋ねください。

<まちの子育てひろば>「ルン・ルン!」の活動の様子
どなたでもご参加いただけます!

プレイルーム利用グループの予定表

	月	火	水	木
第1週		(E) だっこくらぶ ダンク 10時～12時	<まちの子育てひろば> (D) わらべうた ベビーマッサージ 10時～12時	<まちの子育てひろば> (A) 育ちあい サポートブーケ 10時～12時半
第2週		★ 保育つき ゆったりタイム 10時～12時	<まちの子育てひろば> (B) マタニティスペース Dear Baby 10時～12時	<まちの子育てひろば> (C) ルン・ルン! 10時～12時
第3週	<まちの子育てひろば> (B) マタニティスペース Dear Baby 10時～12時	(E) だっこくらぶ ダンク 10時～12時		<まちの子育てひろば> (A) 育ちあい サポートブーケ 10時～12時半
第4週		★ おはなし ゆめじかん 10時半～11時	<まちの子育てひろば> (B) マタニティスペース Dear Baby 10時～12時	<まちの子育てひろば> (C) ルン・ルン! 10時～12時

★は、センター主催事業
それぞれの予定は変更する場合もありますことをご了承ください

(A) **<まちの子育てひろば> よちよちブーケ**
NPO法人育ちあいサポートブーケ
子育て相談やつどいの場

(B) **<まちの子育てひろば>**
マタニティスペースDearBaby
産前産後をヨガやベビーマッサージでサポート

(C) **<まちの子育てひろば> ルン・ルン!**
親子のための自由遊び・交流の場

(D) **<まちの子育てひろば>**
わらべうたベビーマッサージ天使のおてて
わらべうたを取り入れたベビーマッサージ・交流

(E) **だっこくらぶ ダンク**
やわらかだっこを通じて子育ての悩みを話せる場

(F) **働くママの子育てサークル in 川西**（不定期利用）
子育て中の働く母親・父親の情報交換・交流の場

※これらの活動は、原則どなたでも参加可能
※事前予約が必要な活動もあります
※<まちの子育てひろば>は兵庫県との連携事業
■https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/matinokosodatehiroba.html

女性のための相談

結婚、出産、子育て、介護、仕事、人間関係…
女性がかかえる悩みはさまざまです。誰にも話せず、ひとりでかかえていませんか?
相談員があなたの悩みをともに受けとめ、心理面でのサポートをいたします。秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

●専門相談員による相談
面談または電話（要予約）、無料
火・水・木　12時～15時（50分×3枠）
●予約電話　759-1856

●カウンセリング・グループによる相談
電話のみ（予約不要）、無料
月・金　10時～12時（最長50分）
●相談専用電話　759-1857

女性のための チャレンジ相談

「何かを始めたい」「働きたい」「起業したい」など様々なチャレンジをしたい女性のための個別相談（県と共催）

■キャリアカウンセラーによる相談
面談（要予約）、無料
第4火曜日 13時～16時（50分×3枠）
無料の保育あり（要事前申し込み）
●予約電話　759-1856

各種講座・交流会・図書コーナー

●毎月、男女共同参画や市民活動に関する講座を開催しています。

●図書の貸出や閲覧も行っています。

講座のご案内

最近よく聞く「LGBT」ってなに?

●日　時：12/3（木）13時30分～15時30分
●講　師：おおもり みちよ さん
●場　所：男女共同参画センター

L＝レズビアン（女性同性愛者）
G＝ゲイ（男性同性愛者）
B＝バイセクシュアル（両性愛者）
T＝トランスジェンダー（体と心の性が不一致の人）
の頭文字で、これらの人々を意味する言葉です。
「セクシュアル マイノリティ」（性的少数者）と同義語に用いられることもあります。

センターのご利用について

室　名	定　員	利用料金（1区分当り）	
		一般利用	登録グループ
会議室A	30人	420円	280円
会議室B	19人	260円	170円
ワーキングルームA	15人	190円	130円
ワーキングルームB	15人	150円	100円
プレイルーム	20人	330円	220円

◆1区分は、毎正時から50分の使用時間です。
◆フリースペースは、「待合せ」やちょっとした「打合せ」などにご利用いただけます。
◆詳しくはセンター窓口までお問い合わせください。

●センターの設置目的に合い「利用条件」を満たすグループは、「登録グループ」としてご利用いただけます。
●趣味や教養のための活動で「利用条件」に合わないケースは「一般利用」としてご利用いただけます。
●文化教室・学習塾、宗教・政治・営利目的活動には利用できません。

利用時間
◆平　日：9時～20時
◆土日祝：9時～17時
※申請により22時まで利用可

休館日
◆第4日曜日・年末年始12/29-1/3

【連絡先】〒666-0015　川西市小花1-8-1
【TEL】072-759-1856（男女共同参画センター）
【TEL】072-759-1826（市民活動センター）
【FAX】072-759-1891
【Mail】info@gesca-kawanishi.jp
【HP】http://www.gesca-kawanishi.jp/

指定管理者　NPO法人市民事務局かわにし
株式会社　ジョイン川西

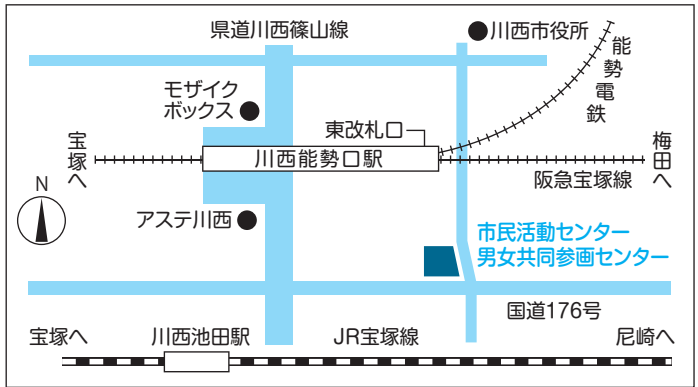

●川西能勢口駅東出口　南へ　100m
●JR川西池田駅下車　東へ　500m

あっぱれぱれっとさん

大きくなったら何になる?…の巻 by あやこ

クイズ

次の空欄(◯の中)を埋めて、上から順に読んでください。

1 だん◯◯きょうどうさんかく(男女共同参画)

2 せいどういつせいしょ◯がい(性同一性障害)

3 パ◯ットかわにし

4 ワーク・ラ◯フ・バランス

※答えのヒント

★本市では、平成27年7月1日から施行しています。

クイズの正解者の中から、抽選で5人の方に図書カード(千円)を進呈いたします。発表は、図書カードの発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】ハガキにクイズの答え、興味のあった記事や感想、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入のうえ、下記までお送りください。

【あ て 先】〒666-8501　川西市中央町12-1
川西市人権推進課「クイズ」係

【 締　切 】11月20日(金)消印有効

ワーク・ライフ・バランスをめぐる状況

仕事と生活の調和

●ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

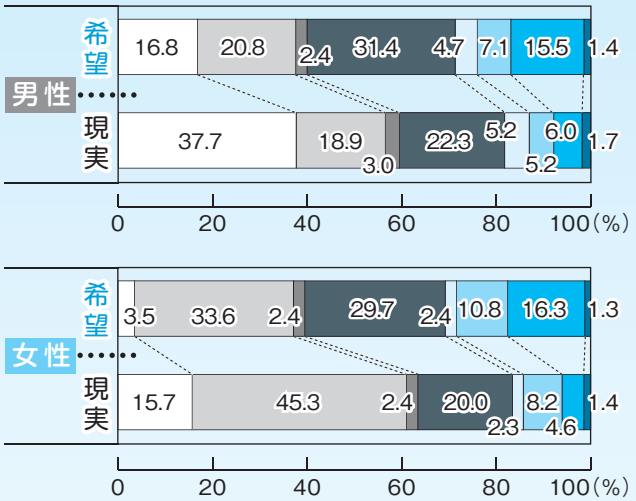

希望と現実に最も近いものをそれぞれ1つ回答。

- 「仕事」を優先
- 「家庭生活」を優先
- 「地域・個人の生活」を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- わからない

内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)によると、生活において「仕事」、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」のどれを優先するかについての意識を見ると、男女共に「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する人の割合が半数以上となっています。

しかし現実は、男性は「仕事」優先が37.7%、女性は「家庭生活」優先が45.3%と、「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先せざるを得ない人が多くなっています。このような現状から、国では第4次男女共同参画基本計画の策定に当たり、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍に向けて、さらなる取組を進めようとしています。